

福岡法務局八幡出張所

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局宮古島支局

信託目録の作成に係る事務

福岡法務局久留米支局

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局石垣支局

信託目録の作成に係る事務

福岡法務局直方支局

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局名護支局

信託目録の作成に係る事務

福岡法務局飯塚支局

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局沖繩支局

信託目録の作成に係る事務

福岡法務局田川支局

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局宜野湾出張所

信託目録の作成に係る事務

福岡法務局柳川支局

信託目録の作成に係る事務

○法務省告示第十五号

不動産登記規則平成一十七年法務省令第十八号

福岡法務局朝倉支局

信託目録の作成に係る事務

附則第十七条第一項の規定に基づき、同項の指定について、次のように定める。

福岡法務局八女支局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

福岡法務局行橋支局

信託目録の作成に係る事務

不動産登記規則附則第十七条第一項の規定に基づき指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求のうち、信託目録に係るものを、同項の指定から除外する。

福岡法務局筑紫支局

信託目録の作成に係る事務

附則

この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。

福岡法務局吉井支局

信託目録の作成に係る事務

○法務省告示第十六号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に基づき、同項の指定について、次のように定める。

熊本地方法務局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

熊本地方法務局八代支局

信託目録の作成に係る事務

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に基づき、同項の指定について、次のように定める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に基づき、同項の指定について、次のように定める。

熊本地方法務局大草支局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

熊本地方法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に基づき指定した登記所における登記情報のうち、信託目録に係るものを、同項の指定から除外する。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

附則

この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

那覇地方法務局

信託目録の作成に係る事務

平成一十七年一月十二日

法務大臣 仙谷 由人

○厚生労働省告示第四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、動力プレス機械構造規格（昭和五十二年労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

平成一十七年一月十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

目次

第一章 構造及び機能（第一条―第八条）

第二章 電気系統（第九条―第十五条）

第三章 機械系統（第十六条―第三十二条）

第四章 液圧系統（第三十三条―第三十五条）
第五章 安全プレス（第三十六条―第四十五条）
第六章 雑則（第四十六条―第四十七条）

附則

第一章 総則（を「第一章 構造及び機能」に改める。）

第一章第一節から第三節までの節名及び第二章から第五章までの章名を削る。

第一条に次のただし書を加える。

ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては、この限りでない。

第二条第一項中（ポジティブクラッチを有する動力プレスを除く）を削り、にあっては「を」にあっては「を」に改め、同項各号を次のように改める。

一 身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス

二 第三十七条のインターロックガード式の安全プレス（同条第二号ただし書の構造のものを除く。）

第四条の見出しを（非常停止装置の操作部）に改め、同条中「非常停止装置を動作させるための押しボタン」を「非常停止装置の操作部」に改め、同条第一号中「突頭型の」を「容易に操作できる」に改め、同条第二号中「にあっては」を「にあっては」に改める。

第六条の見出しを（安全ブロック等）に改め、同条中「ができる安全ブロック」の下に「又はスライドを固定する装置（以下、安全ブロック等」という。）を、当該安全ブロックの下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 安全ブロック等は、スライド及び上型の自重を支えることができるものでなければならない。

第七条を次のように改める。

（プレスの起動時等の危険防止）

第七条 動力プレスは、その電源を入れた後、当該動力プレスのスライドを動作させるための操作部を操作しなければスライドが作動しない構造のものでなければならない。

2 動力プレスのスライドを動作させるための操作部は、接触等によりスライドが不意に作動することを防止することができる構造のものでなければならない。

3 連続行程を備える動力プレスは、行程の切替えスイッチの誤操作によって意図に反した連続行程によるスライドの作動を防止することができる機能を有するものでなければならない。ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては、この限りでない。

第八条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第一号の規定は、第三十六条第二項に規定する切替えスイッチについては、適用しない。

第八条第一号ただし書を削り、同条の次に次の章名を付する。

第二章 電気系統

第十条中「若しくは」を「及び」に改める。

第十一条第一項中、専用プレスにあっては「を」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては」に改め、同条第二項中「不意に作動」を「誤作動」に、専用プレスにあっては「を」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては」に改める。

第十二条中「のもの」を削る。

第十二条並びに第二十三条の前の見出し及び同条を削り、第二十一条第一項中「をもどす」を「戻す」に改め、同条第三項中「押しもどされない」を「押し戻されない」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十一条 機械プレスのクラッチは、フリクションクラッチ式のものでなければならない。ただし、機械プレス（機械プレスブレーキを除く）であって、第二条第一項各号に掲げるものに該当するものにあつては、この限りでない。

第二十条中「によつて」を「によつて」に改め、同条を第二十一条とする。